

## GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

### 1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蛭川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いいたします。

### 3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

## GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

### 1 お問い合わせのこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

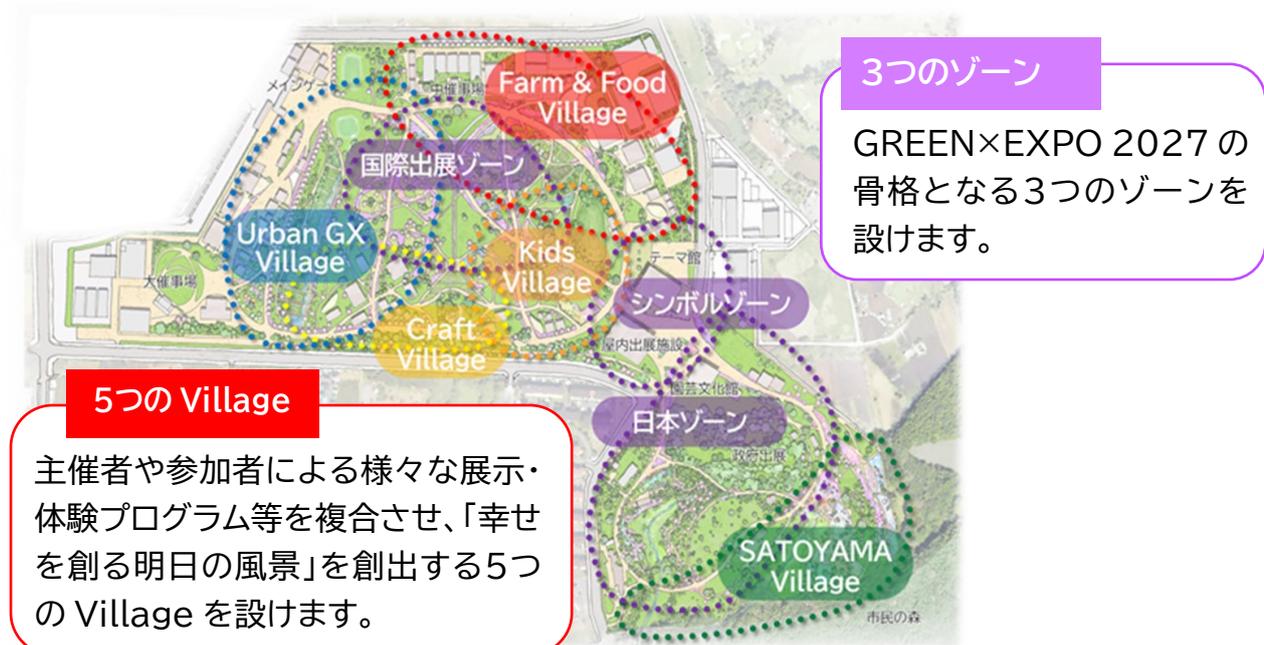
【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

### 3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

#### 4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
連絡先：Tel 671-4627  
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

各地区連合町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例に「禁煙」を含め、「公園内禁煙化」を検討しております。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和 6 年 4 月 18 日(木曜日)から令和 6 年 5 月 31 日(金曜日)まで



(2) 提出方法

①ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用いただけません。



②リーフレット付属のハガキによる郵送（切手不要）

各区役所、横浜市役所などで配布しています。概要版リーフレットのハガキを切り取ってお送りください。（概要版リーフレットのハガキを使用する場合は、切手不要。当日消印有効。）

③FAX

045-550-3916

④電子メール

[mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp)

メールの件名には「公園禁煙化意見」と書いてください

（※電話によるご意見は受け付けておりません。）

⑤持参

受付時間 8時45分から17時まで

みどり環境局公園緑地管理課  
担当 関本、井上、入本  
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916  
メール [mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp)

## 『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所もの多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様公園をより一層ご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりや子どもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めていきます。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲子どもログハウスのリノベーション

# 横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は  
こちらから

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

このハガキは使用できません

差出日 令和6年5月31日まで  
〒220-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
みどり環境局 公園緑地管理課 行



属性等をご記入ください

【属性】  個人(住民)  その他(事業者等)

【住所】  横浜市 \_\_\_\_\_ 区  横浜市外

【年代】  ~9歳  10歳代  20歳代  
 30歳代  40歳代  50歳代  
 60歳代  70歳代  80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

週1回以上  週1回未満~月1回以上  
 月1回未満~年1回以上  年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。

横浜市の公園を禁煙にすることについて  
ご意見をお聞かせください。  
募集締切 令和6年5月31日(金)まで

### 応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)  
(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム  
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。  
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。  
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111ffed/start>

### お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課  
電話番号: 045-671-2642



### 注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。



## 1 これまでの経過

### (1) アンケート調査(令和5年7月から8月)の結果概要

- ・「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- ・「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- ・「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

### (2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和5年10月から11月)の結果概要

#### ア 禁煙の試行結果

- ・駅前に立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- ・天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

#### イ 現地アンケート調査結果

- ・「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- ・従前から喫煙者が少ないことも自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- ・「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

## 2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- ・アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- ・駅前に立地する公園では、一定数の喫煙がありましたが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- ・改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までではなく、実効性が担保できないこと。
- ・条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。



▲ 試行中のアンケート調査の様子 ▲

## 3 横浜市公園条例改正の考え方

横浜市公園条例を改正し、市立公園内において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

#### (行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) **喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。**
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合には5万円以下の過料に処される対象になります。

切り取り

#### 回答欄

募集締切 令和6年5月31日(金)まで

横浜市の公園を禁煙とすることとし、横浜市公園条例の禁止行為に喫煙を加えることについてご意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



▲ 試行中の公園の様子

## 初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

#### 初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式  
初期消火器具(可搬式)

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合は中消防署にご相談の上、申請を行ってください。

### 3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

### 4 申請方法

- (1) 受付期間：令和6年4月1日（月）～9月30日（月）
  - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

### 5 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合  
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合  
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

## 自治会町内会館整備について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

令和 7 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 7 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

### 3 制度について

#### （1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



#### （2）令和 6 年度の変更点

- ・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	<b>125,000円/㎡</b> かつ <b>1,500万円</b>
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	<b>630万円</b>
耐震補強工事	1/2	300万円	<b>380万円</b>
修繕	1/2	200万円	<b>250万円</b>

- ・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

#### 4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】区役所の指定する日（令和6年7月頃の予定）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

#### 5 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp
--

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。**

## ◆ 補助制度について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の**市内事業者**(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（**事業者は建設業の許可が必要です。**※2）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。  
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**  
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

<お問い合わせ先：区役所地域振興課>

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



## 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

### 3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

#### 【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

### 4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

**【補助対象】**

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合(※)

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

**【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】**

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。  
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

**【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】**

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課  
担当 松永、高橋、石栗  
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734  
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

# お気軽にご相談ください

導入費用の2/3を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

## 建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) 横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、  
付帯工事の有無、注意点  
など

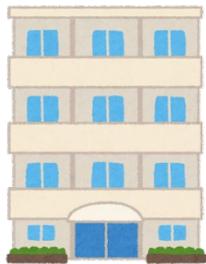
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について  
聞きたい！  
申請方法がわからない…  
は、こちらへ

# マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、  
マンション管理組合が管理する集会室でも、  
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合  
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

## 補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が  
活動の拠点(会館)  
として利用

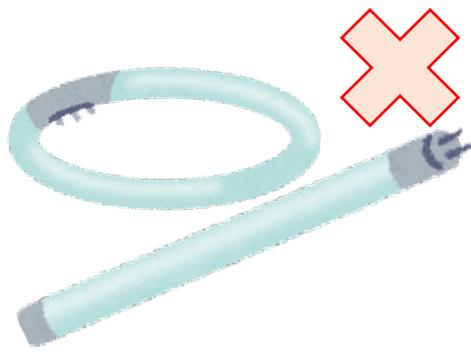
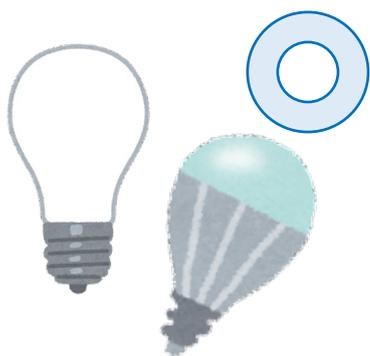
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する  
管理団体(マンション管理組合など)と  
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、  
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

# 電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ  
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は  
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

## 自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

### 1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

### 3 リーフレットの概要

#### (1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどこ？」

#### (2) 仕様、デザイン

大きさ：A4 三つ折り

下記写真のとおり



### 4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。)

横浜市町内会連合会事務局  
(横浜市市民局地域活動推進課)  
担当 川口、渡邊  
電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734  
sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会 様

区連会4月定例会説明用資料  
令和6年4月19日  
中区社会福祉協議会

日赤中区地区委員会  
委員長 小林 英二

## 令和6年度中区赤十字会費（活動資金）募集のお願い

陽春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より赤十字運動の推進につきましては、あたたかいご支援とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

前年度の赤十字会費募集に際しましても、格別のご協力を賜りましたことを、深く感謝申し上げます。

本年度も裏面の実施計画により会費の募集を進めてまいります。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、貴自治会町内会におかれましても、引き続き赤十字運動へのご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

貴会赤十字会費 ●●●●● 円

※1世帯当たりの目安額 200円×貴会世帯数×90%

目安額はあくまでも参考です。募集は任意であり、強制ではありません

[参考] 昨年度（令和5年度）貴会赤十字実績 ○○○○○ 円

【日赤中区地区委員会事務局】

中区社会福祉協議会 担当：山崎

TEL 681-6664 FAX 641-6078

## 令和6年度中区赤十字会費募集運動実施計画

赤十字事業活動の推進に要する会費を募集いたします。

- (1) 目 安 額                                    9,151,380円
- (2) 1世帯あたり目安額                        200円
- (3) 募 集 期 間    令和6年5月から6月を中心とする通年

\* 6月末日を目安に納入をお願い申し上げます。

### 各自治会町内会の皆様へ

日本赤十字社は人道の理念のもと、世界中189か国にある赤十字の一つとして、多発する国内外での自然災害被災者や紛争犠牲者の支援活動、健康安全事業等を行っております。

神奈川県支部では皆さまからの会費（活動資金）を「災害救護事業（国際・国内）」「健康・安全事業」「医療、献血事業」「青少年育成」「社会福祉事業」等に使用させていただいており、日赤中区地区委員会は、今年度下記の活動を予定しております。

#### 【令和6年度中区地区委員会の事業予定】

- 1 救急法講習会等の開催
- 2 災害見舞金品支給活動
- 3 ひとり暮らし高齢者の見守り活動推進事業

\*ひとり暮らし高齢者の見守り活動推進事業 みまもり安心グッズ「おふくろさん」配付事業



区内のひとり暮らし高齢者等に、民生委員さんと地区社会福祉協議会が「防災グッズ（懐中電灯、笛、緊急連絡先カードなど）」を配布し見守り訪問活動を行っています。このグッズを配布することが“地域で見守りをする”体制の一つとなっています。

自治会町内会長 各位

経済局消費経済課

## 「よこはまぐらしナビ 月次相談レポート」の掲示のご協力について

### 1 高齢者消費者被害の状況について

横浜市消費生活総合センター（以下「センター」。）に寄せられる消費者トラブルに関する相談は、令和4年度実績で、電話相談・来所相談を合わせると、約14,000件となっており、そのうち、60歳代以上の方から寄せられた相談が、全体の約40%を占めています。

悪質な業者は、健康や経済的な不安に付け込んだもうけ話など、高齢者の生活のあらゆる場面に狙っています。また、高齢者は自宅に多いことから、訪問販売や電話勧誘によるトラブルに巻き込まれやすいのも特徴です。

また、年代が上がるほど、家族や第三者からのご相談が多くなっており、高齢者本人が相談することが困難であったり、被害にあったことに気付いていないケースがあることが、その理由のひとつとして考えられています。

### 2 依頼事項について

センターでは、消費者被害の未然防止を目的として、高齢者に多い被害事例や、季節ごとに注意すべき事項をわかりやすく簡潔にまとめた「よこはまぐらしナビ 月次相談レポート」を毎月発行しています。

SNSやホームページ等の情報伝達手段になじみのない高齢者が、身近な地域において消費者被害についての情報を知る有効な手段となりますので、新年度にあたり、改めてご協力頂きますようお願いいたします。

- ・希望掲示期間： 到着日以降から次号到着日まで

(担当)

経済局消費経済課 新田、中川

電話 045-671-2584

Fax 045-664-9533

[ke-syohikeizai@city.yokohama.jp](mailto:ke-syohikeizai@city.yokohama.jp)



## 解約できない?!亡き妻へ 年間利用料の請求がきた



亡き妻が契約していたネットサービス契約が更新され、年間利用料が請求された。事業者によると「マイページから解約して」と言うが、パスワードも契約内容も分からない。

まずは事業者に連絡し、契約内容を確認しましょう。

本人死亡の場合の解約手続を確認し、請求された年間利用料を取り消せるかどうか交渉してみましょう。

インターネットに関わる契約は本人しか把握しておらず、残された家族が困惑するというケースが増えています。



### 家族のために書き残そう

- デジタル契約の締結状況
- 端末のロック解除や解約手続きの方法
- IDやパスワード等の必要情報



令和 6 年 4 月 3 日

自治会町内会長 様

世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会  
事務局次長

「2024 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会」  
開催に伴う交通規制のお知らせについて

平素より、皆様にはワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会開催に関し多大なるご尽力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

さて「2024 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会」は5月11日（土）12日（日）の開催に向けて、安全、安心な大会運営を行うために準備を進めておりますが、実施にあたり、沿道周辺で交通規制を実施させていただく予定です。

つきましては、交通規制チラシを作成いたしましたので、交通規制に関してのご理解・ご協力と、自治会町内会掲示板への掲出に関してのご協力をよろしくお願いいたします。

1 交通規制日時

令和6年5月10日（金）試走	6時頃～7時頃
5月11日（土）エリート・パラ	6時30分頃～15時20分頃
5月12日（日）エイジ・エイジパラ	7時頃～14時00分頃

2 交通規制場所と時間

別紙「交通規制のお知らせ」チラシのとおり

3 問い合わせ先

■大会情報のお問い合わせ先（平日 9:00～17:00）

世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局

電話番号 045-680-5538

■大会開催に関わる交通情報のお問い合わせ先

（公財）日本道路交通情報センター（5/11, 12のみ）

電話番号 050-3369-6614

担当 世界トライアスロンシリーズ横浜大会  
組織委員会事務局 相田  
電話:680-5538 FAX:641-2371  
Email: aida@yokohamatriathlon.jp

# 交通規制のお知らせ

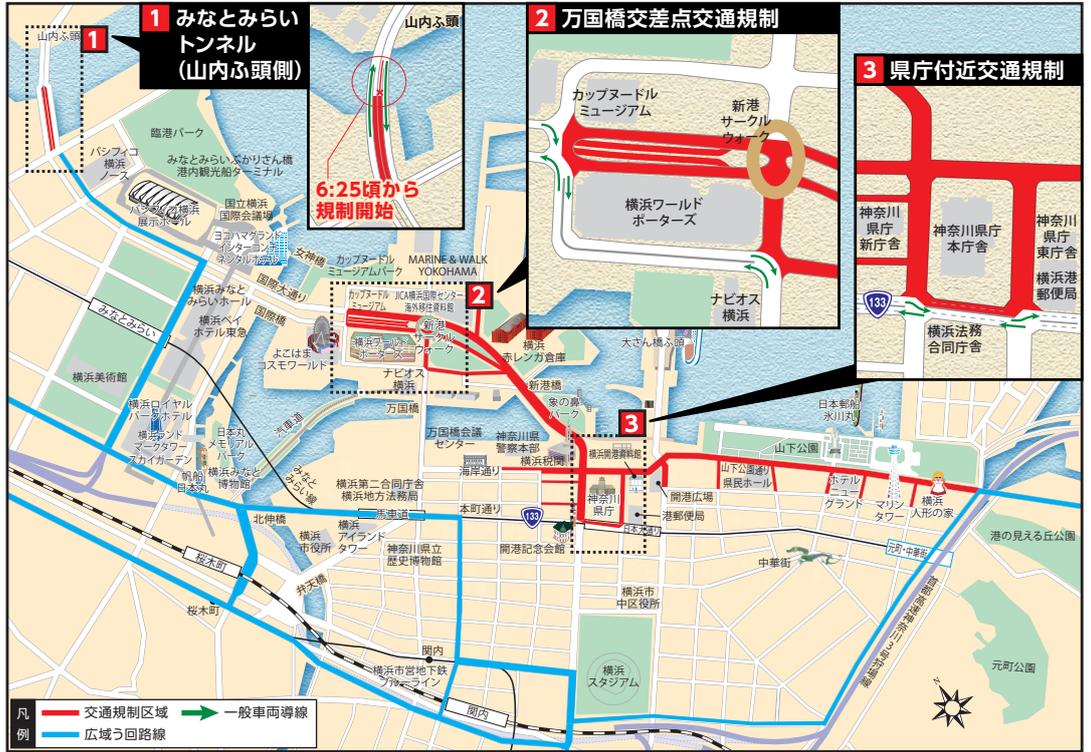
世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会/神奈川県警察

## 2024 ワールドトライアスロン・パラトライアスロンシリーズ横浜大会 交通規制へのご協力をお願いします。

両日この方面への車での出かけは、できるだけお控えください。交通規制・う回については、案内看板や現場の警察官、警備員の指示に従ってください。

航空法に基づき、許可等を得ずにコース及び会場周辺で無人航空機(ドローン)を飛行させることはできません。

エリート・エリートパラ  
**5月11日土**  
規制時間  
**6:30頃～15:20頃**  
※競技進行状況によっては規制時間が延びる場合があります。



みなとみらい21周辺道路、大さん橋、山下公園周辺、国道133号県庁前へは6:30頃～15:20頃まで出入りできません。

※みなとみらいトンネル(山内ふ頭側)は、6:25頃から進入できません。  
※国道133号は混雑が予想されます。

エイジ・エイジパラ  
**5月12日日**  
規制時間  
**7:00頃～14:00頃**  
※競技進行状況によっては規制時間が延びる場合があります。



山下公園・山下ふ頭周辺へは7:00頃～13:20頃まで出入りできません。

※A突堤及び新山下地区へはA突堤入口交差点、鷗橋入口交差点より出入りできます。

エリート試走  
**5月10日金**  
規制時間  
**6:00頃～7:00頃**



■大会情報のお問い合わせ先(平日 9:00～17:00)  
世界トライアスロンシリーズ横浜大会組織委員会事務局  
Tel. **045-680-5538**

■大会開催に関わる交通渋滞情報のお問い合わせ先  
(公財)日本道路交通情報センター(5/11,12のみ)  
Tel. **050-3369-6614**

神奈川県警察からののお知らせです。

死者 計65人(※)

- 頭 44人 (68%)
- 胸 11人 (17%)
- 首 5人 (7%)
- その他 5人 (8%)

致命傷の約7割は頭

ヘルメットはあなたの大切な頭を守ります!  
自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう!

# 大通り公園のリニューアルに向けて Park-PFI を活用する民間事業者を公募します！

大通り公園1区～3区（JR 関内駅側から数えた3区画）において、リニューアルコンセプト「～交流・憩い・賑わいの創出を目指した公園再生～」を踏まえた、Park-PFI（公募設置管理制度）を活用した整備・管理運営を行う民間事業者を公募します。

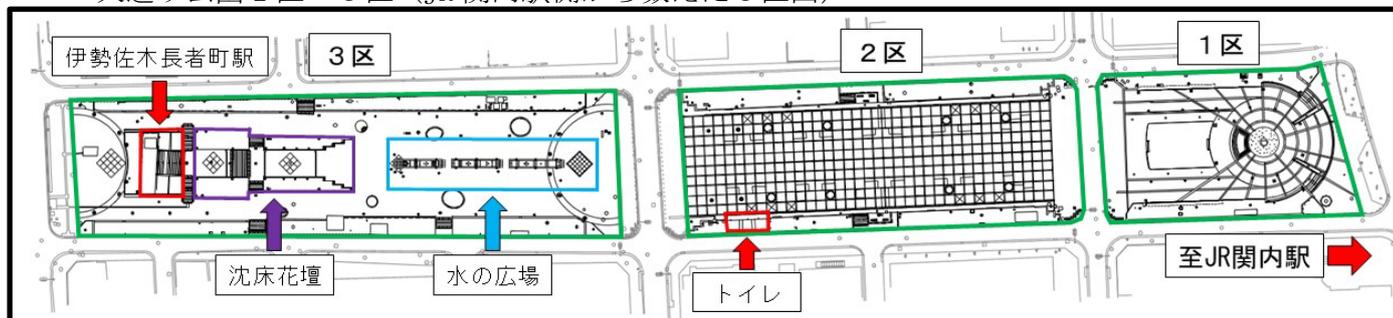
横浜市では、大通り公園1区～3区において、公園の将来像を示したパークマネジメントプランを令和4年11月に策定し、周辺地区のまちづくり計画と連動した公民連携による賑わい創出等により、公園の魅力アップを目指し、令和5年12月にサウンディング型市場調査（対話）を実施し、公募条件等を検討していました。

なお、4区～8区（横浜駅根岸道路から地下鉄阪東橋駅までの5区画）についても、今後、パークマネジメントプラン策定を進めていきます。

## 大通り公園（1区～3区）のリニューアルコンセプト ～交流・憩い・賑わいの創出を目指した公園再生～

### 1 公募対象エリア

大通り公園1区～3区（JR 関内駅側から数えた3区画）



□…公募対象エリア

### 2 主な公募内容

- (1) 公募対象エリアの整備及び管理運営に関する提案
  - ・公募対象公園施設の設計、整備、管理運営業務
  - ・特定公園施設の設計、整備、本市への譲渡、管理運営業務
  - ・公募対象エリアのうち、公募対象公園施設及び特定公園施設に該当しない園地等（その他公園施設）の管理運営業務
  - ・公募対象エリア内でのイベント実施
- (2) 事業実施に関する提案
  - ・事業期間（10年以上30年まで）
  - ・周辺住民へ配慮した取組
  - ・市内事業者の活用
  - ・特定公園施設に係る総工費の額に対する横浜市負担額
  - ・公募対象公園施設に係る年間の使用料総額



社会実験の様子（令和3年度実施）

### 3 スケジュール

募集・選定等のスケジュールは下記のとおりです。

項目	時期
公募設置等指針（募集要項）の配布	令和6年4月8日（月）～令和6年8月2日（金）
説明会の開催	令和6年4月30日（火）
質問の受付	令和6年5月1日（水）～令和6年5月13日（月）
質問への回答	令和6年5月31日（金）
公募設置等計画の受付	令和6年8月5日（月）～令和6年8月9日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年9月頃（予定）
設置等予定者の決定	令和6年9月頃（予定）

【参考：供用開始まで】

公募設置等計画の認定 基本協定の締結	令和6年10～11月頃（予定）
工事、供用開始	令和6年12月以降、令和8年度中

### 4 応募手続等

詳細につきましては、以下の URL に掲載する募集要項を確認の上、お申込みください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/oodoori-1-3-p-pfi.html>

【応募手続等詳細二次元コード】

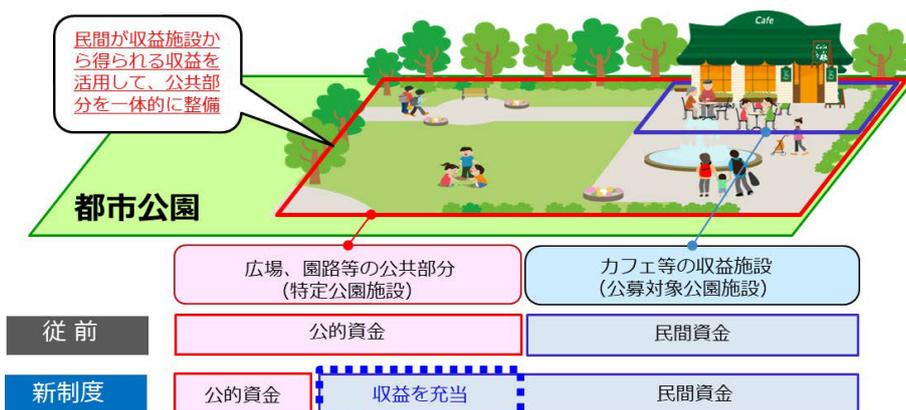


### 5 参考

#### 【Park-PFI（公募設置管理制度）について】

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

< P-PFI のイメージ >



【次頁あり】

## 【大通り公園の概要】

大通り公園は、全長は東西方向に約 1.2km、幅員は南北方向に約 30～40m、面積は 3.57ha の地区公園です。園内に大きな高低差は無く比較的平坦な形状です。道路により東西 8 つのブロックに区切られ、J R 関内駅側（東側）から横浜市営地下鉄ブルーライン伊勢佐木長者町駅方面へ向け、1 区、2 区と呼称し、全 8 区で構成されています。

所在地・交通	横浜市中区長者町 5 丁目 55-2 1 区～2 区：J R 線関内駅からすぐ 3 区：横浜市営地下鉄線伊勢佐木長者町駅直結
面積・公園種別	1 区～3 区合計：約 14,930 m <sup>2</sup> (1 区：約 3,120 m <sup>2</sup> 、2 区：約 5,110 m <sup>2</sup> 、3 区：約 6,700 m <sup>2</sup> ) ※参考：1 区～8 区全体：3.57ha 地区公園
用途地域（都市計画法）	商業地域
主な公園施設 (1 区～3 区)	1 区：彫刻、芝生面（石のステージ） 2 区：石の広場、トイレ 3 区：彫刻、花壇、流れ（噴水）



横浜で初めて行う  
万国博覧会  
2027年3月19日～  
9月26日開催

お問合せ先	
【大通り公園について】	
みどり環境局南部公園緑地事務所都心部公園担当課長	坂田 弘太郎 Tel 045-671-3793
【公園における公民連携について】	
みどり環境局戦略企画課公園プロモーション担当課長	岩間 隆男 Tel 045-671-3866

# 将来像

関内・関外地区の緑の軸線として、花や緑による魅力向上、公民連携による賑わい創出により、誰もが気持ちよく安心して憩える公園を目指します

●方針1  
花や緑による「緑の軸線」の更なる魅力向上を目指します

施策①都心部の貴重な緑の空間として、街の美観向上と安全かつ明るく快適な歩行者空間を確保  
②花や緑による景観創出等により、緑の軸線の魅力が実感できる機会を更に創出

●方針2  
公民連携による賑わいの創出など、公園の魅力向上を目指します

施策①関内駅周辺地区のまちづくり計画と連動し、回遊性を向上  
②周辺の事業者等との連携により、公園利用者へのサービス向上につながる横浜らしい新たな魅力や賑わいを創出  
③大通り公園から関内・関外エリアの活気と賑わいを創出し、持続可能な公園経営を推進

●方針3  
誰もが気持ちよく安心して憩える公園を目指します

施策①公園利用者のマナー向上や多言語化等の推進  
②地域の歴史を大切に、市民の日常利用のため、バリアフリー化や防災の視点など、誰もが使いやすく、きれいで安心・安全な公園づくりの推進  
③公園愛護会の活性化をはじめ、地域との協働による公園活用等の推進

## ゾーニング図（イメージ）

・多様な主体による公園愛護会の活性化と花壇の充実  
・花壇や植栽等のリニューアル

・芝生広場等の整備  
・飲食機能の導入  
・イベントや賑わいの創出（2区・3区）  
※水の広場の流れについては、施設の見直しも含め検討

・駅からの玄関口として花や緑による景観を整備  
・魅力的な見通し空間の創出



1～3区全域等に係る内容  
・高木の一部整理により、明るく、快適で、安心安全な空間の確保  
・周辺公園との連携を推進

※ゾーニング図で示した内容のほか、将来像、方針、施策に基づく取組の検討や実施をしていきます。

花木により駅からの導線を演出するエリア

イベントや賑わいにあふれるエリア

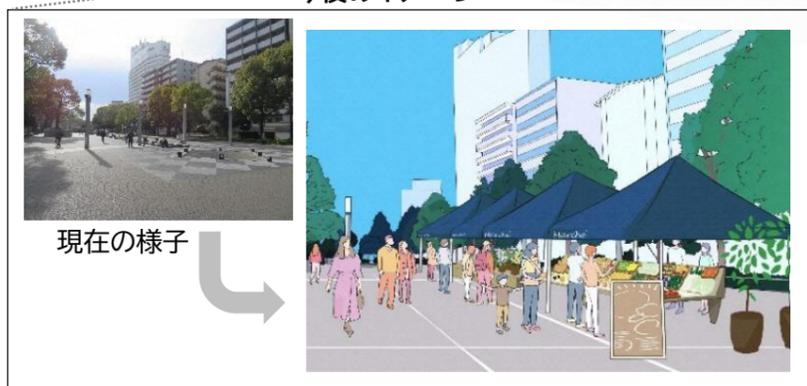
ウェルカムガーデンエリア

飲食を楽しめ、ゆったりとくつろげるエリア

今後のイメージ

今後のイメージ

今後のイメージ



# 大通り公園（1区～3区）パークマネジメントプラン【概要版】

## パークマネジメントプランとは…

### パークマネジメントプランの目的

公園の魅力アップにつながる利活用を進めるにあたって、公園の立地特性、基本的性格、利用状況、課題等を踏まえ、公園の目指すべき将来像を地域の方々、利用者や担い手（関係団体、民間事業者等）となる皆様と共有するために策定するものです。

### 基本となる考え方

公園の目指すべき将来像を地域の方々、利用者や担い手（関係団体、民間事業者等）の皆様と共有しながらプランを作成します。

### 策定の方法と今後の予定

プラン策定後は、プランに基づき⑤サウンディングや事業者公募を行う予定です。また、必要に応じて、イベント等による社会実験を通じて、具体的な課題を共有しながら事業化を推進します。

※まずは、1区～3区について検討を進めてまいります。今後、大通り公園全体のパークマネジメントプランについても検討を進めていく予定です。

- ① 「現状と課題」について
- ② 「将来像・方針・施策」(案)について
- ③ 今回の条件に合わせて時点修正
- ④ 大通り公園(1区～3区)パークマネジメントプランの策定
- ⑤ サウンディング・公募実施(予定)

### プランの推進

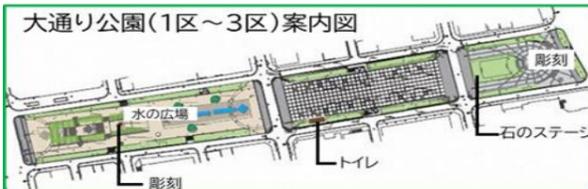
パークマネジメントプランに基づいた施策の実施、成果の評価、評価に基づくプランや施策等の改善といったPDCAサイクルによる公園経営を進めます。



## 関内駅周辺地区周辺の動向

大規模な土地利用転換として、関東学院大学の開校や、横浜文化体育館（メインアリーナ施設）の供用開始等が進んでいます。将来的に大学生、横浜文化体育館の利用者、旧市庁舎街区への来街者、就業者等、多様な利用が見込まれます。

時期	関内駅周辺地区の主な開発等の予定
2023年度	関東学院大学 新キャンパス開設(教育文化センター跡地) (低層部の市民開放エリアは2022年内に順次オープン)
2024年度	メインアリーナ施設 供用開始(横浜文化体育館再整備事業)
2025年度	旧市庁舎街区 竣工予定(2025年下期)



## パークマネジメントプラン策定の背景

大通り公園（1区～3区）が位置している関内駅周辺地区は、開港以来、横浜の発展をけん引してきた関内・関外地区の中心です。横浜市では、令和2年6月の市庁舎移転を契機として「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとした機能が集積し、賑わいにあふれる地区となることを目指し、この地区のまちづくり方針として、「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」を策定しています。大通り公園においては、この方針を踏まえ、公園の将来像を示したパークマネジメントプランの策定を進めることで、公園の抱える課題の解決を含めた公園の魅力アップを目指していくこととしています。

## 関内駅周辺地区



●大通り公園（1区～3区）パークマネジメントプラン【全体版】  
横浜市ホームページに掲載しています。

大通り公園 PMP

検索

●関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン

関内 エリアコンセプトプラン

検索

■パークマネジメントプラン本編は、下記の市役所ホームページにてご覧いただけます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/oodoori\\_pmp.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/oodoori_pmp.html)

## 大通り公園の現状と課題について

### 大通り公園及び周辺地区の沿革

大通り公園は、運河の役目を終えた吉田川・新吉田川を埋め立て、つくられた公園で、1978年に横浜の六大事業の1つである都心部強化事業における「緑の軸線構想」の一環として整備されました。1999年からの再整備を経て現在の姿になりました。

### 大通り公園の立地特性

大通り公園が位置する、関内・関外地区は、横浜の中心として港と共に発展を遂げてきており、港町ならではの歴史や文化が息づく、都心臨海部における大変重要な地区です。

### 大通り公園の基本的性格

・市街地の中の貴重な緑の軸線として、成長した高木の並木及び芝生、バラ等の花やみどりは、市街地の中で自然を感じることが出来る貴重な要素であり、都心部の魅力を高める「緑の軸線」の中核を担っています。

・1区の石のステージ、2区の石の広場、3区の水の広場では、これまでイベントで利用され、賑わいの創出に寄与してきました。現在は、イベント開催による新たな賑わい創出の可能性を検証しています。2017年からまちづくりの取組として、まちの賑わい創出を目的に、主に1区や2区で社会実験を実施しています。

### 課題

#### (1) 公園利用者のマナー

ゴミのポイ捨て、野鳥へのエサやり、園内の自転車走行、騒音など、一部の公園利用者のマナーへの対応。

#### (2) 公園の安全安心や美化

安全安心に係る対応、バリアフリーへの対応、園内の清潔感、植栽による美観創出。

#### (3) 高木の巨木化・老朽化

舗装の根上がりによる歩きづらさ。道路沿いにクスノキ等の巨木が多く、防犯・安全面への懸念。また、高木の老朽化による事故の発生防止。

#### (4) 公園愛護会の更なる活性化

今後の公園愛護会の担い手不足。

#### (5) まちづくり方針と連動

「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」を踏まえた、賑わいや滞在する空間の創出。

#### (6) 公民連携（公共、民間、地域）による公園の魅力アップ

「公園における公民連携に関する基本方針」に基づいた、公園の魅力アップのための公民連携手法の活用。

お問合せ： 横浜市環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当  
電話番号：045-671-3648 電子メール：ks-toshinbukanri@city.yokohama.jp

中 福 2358 号  
令和6年4月19日

自治会町内会長 各位

中区福祉保健課長

令和6年度 歯と口の健康週間講演会チラシの掲出について（依頼）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、中区福祉保健行政に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発し、歯の健康寿命を延ばすため、6月4日～10日を「歯と口の健康週間」と定めています。

そのため、中区においても中区歯科医師会と協力し、歯と口の健康週間講演会「お口の健康を保ち健康長寿」を開催することといたしました。

つきましては、地域の皆様に講演会へご参加いただくため、自治会掲示板へ掲出いただきますよう宜しくお願いいたします。

**【送付物】**

令和6年度 歯と口の健康週間講演会「お口の健康を保ち健康長寿」開催案内チラシ

**【掲出期間】**

令和6年4月19日（金）～6月5日（水）

担当 中区福祉保健課健康づくり係  
五十嵐

TEL 224-8332

FAX 224-8157

# 歯と口の健康週間講演会

令和6年度



令和6年 6月6日(木)  
午後1:30~3:00  
(受付は午後1:00から)

人生100年時代  
お口の健康を保ち健康長寿!

会場：中区役所本館7階会議室

(中区日本大通35)

定員：先着50名

講師：蕭<sup>しょう</sup>敬意<sup>けい い</sup>先生

(中区歯科医師会)



## 「オーラルフレイルと口腔ケアについて」

“かたいものが食べにくくなった”

“むせることがある” そんな口の不調、**オーラルフレイル**※かもしれません。

唾液チェックやマッサージなど、予防に役立つ方法をお伝えします。

※オーラルフレイル…口の虚弱のことで、全身の筋肉や心身の活力の衰え、介護状態になる原因の1つとも言われています。

希望者は唾液の検査、  
口腔内細菌のチェック  
ができます

■お申込み・お問合せ<5月13日(月)から受付開始>

☎ 045-224-8332 FAX 045-224-8157

中区福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係

FAXでお申し込みの場合は、講演名、氏名、電話番号をご記入下さい。

聴講に際し配慮が必要な方は事前にご連絡ください。

中区歯科医師会/中区福祉保健センター

各自治会・町内会長 様

横浜市中区総務課長

## 防災スピーカー試験放送訓練について（情報共有）

日頃から、防災事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 17 日情報受伝達訓練時に実施した防災スピーカーの試験放送では音声が発生出来ず、大変申し訳ございませんでした。音声の確認のため再度防災スピーカー試験放送訓練を実施いたします。

つきましては、次のとおり実施いたしますので、情報共有させていただきます。

### 【防災スピーカー試験放送概要】

#### 1 実施日時

令和 6 年 5 月 29 日(水) 15 時 00 分から 15 時 10 分（予定）まで

#### 2 音声確認場所

中区役所（区職員が対応）、地域防災拠点（学校職員が対応）、福祉避難所（施設職員が対応）、該当自治会館・町内会館等（別紙参照）

#### 3 訓練内容

防災スピーカーの試験放送を実施し、各施設での音声の聞き取り具合について確認を行っていただきます。

#### 4 周知事項

該当する自治会・町内会の会長あて、訓練の案内等を郵送にて送付します。

担当：中区役所総務課 掛川・市川

TEL:224-8112 FAX:224-8109

E-mail: na-bousai@city.yokohama.jp

情報網整備協力施設一覧

別紙

地域防災拠点	No	施設名	住所
	1	北方小学校	諏訪町 29 番地
	2	元街小学校	山手町 36 番地
	3	本町小学校	花咲町 3 丁目 86 番地
	4	立野小学校	立野 76 番地
	5	大鳥小学校	本牧町 1 丁目 251 番地
	6	山元小学校	山元町 3 丁目 152 番地
	7	本牧南小学校	本牧元町 44 番 1 号
	8	本牧小学校	本牧和田 5 番 1 号
	9	港中学校	山下町 241 番地
	10	横浜吉田中学校	羽衣町 3 丁目 84 番地
	11	みなと総合高校	山下町 231 番地
	12	間門小学校	本牧間門 29 番 1 号
	13	仲尾台中学校	仲尾台 23 番地
	14	旧富士見中学校	山田町 3 番地 9 号
①北方小	15	横浜市中スポーツセンター	新山下三丁目 15 番 4 号
	16	新山下地域ケアプラザ	新山下三丁目 15 番 5 号
	17	新山下 1 丁目自治会館	新山下一丁目 8 番 8 号
	18	ベイスайд新山下自治会	新山下二丁目 8 番 1 号
②元街小	19	元町自治運営会館	元町 5 丁目 208 番地
	20	柏葉町内会館	柏葉 15 番地
	21	上野町 3・4 丁目妙香寺台町内会館	上野町 3 丁目 125 番地
③本町小	22	野毛地区センター	野毛町 3 丁目 160 番地 4
	23	初黄町内会館	初音町 2 丁目 37 番地
	24	住吉町町内会館	住吉町 5 丁目 58 番地
④立野小	25	麦田地域ケアプラザ	麦田町 1 丁目 26 番地 2
	26	竹之丸地区センター	竹之丸 133 番地 3
⑤大鳥小	27	中本牧コミュニティハウス	本牧町 2 丁目 351 番地
	28	上台集会所	本郷町 2 丁目 50 番地
	29	本牧大鳥自治会館	本牧満坂 11 番地 2
⑥山元小	30	簗沢地域ケアプラザ	簗沢 13 番地 204
	31	山元町 1 丁目自治会館	山元町 1 丁目 55 番地
⑦本牧南小	32	本牧・根岸地区福祉文化センター	本牧元町 34 番 6 号
	33	本牧ポートハイツ自治会館	錦町 5 番地
⑧本牧小	34	本牧原地域ケアプラザ	本牧原 6 番 1 号
	35	本牧和田地域ケアプラザ	本牧和田 35 番 13 号
⑨港中	36	中土木事務所	山下町 246 番地
	37	山下町町内会館	山下町 135 番地 2
⑩横浜吉田中	38	協同組合伊勢佐木町商店街	若葉町 2 丁目 34 番地
	39	福富町町内会・西公園集会所	福富町西通 2 番地
⑪みなと総合高	40	石川町 3 丁目西部町内会館	石川町 3 丁目 109 番地
⑫間門小	41	本牧三之谷町内会館	本牧三之谷 37 番 6 号
⑬仲尾台中	42	望洋自治会館	池袋 61 番地 7
	43	豆口台上町会館	豆口台 118 番地 89
⑭旧富士見中	44	不老町地域ケアプラザ	不老町 3 丁目 15 番地 2
	45	寿地区自治会	寿町 4 丁目 15 番地 5
その他 福祉施設	46	特別養護老人ホーム 本牧ホーム	本牧原 6 番 2 号
	47	特別養護老人ホーム 新山下ホーム	新山下三丁目 15 番 5 号
	48	日本水上学園（児童養護施設）	山手町 140 番地
	49	横浜訓盲院（盲児施設）	竹之丸 181 番地
	50	オリブ工房（知的障害者通所更生施設）	本牧原 16 番 1 号
	51	中区本牧活動ホーム	本牧十二天 2 番 1 5 号
	52	みはらしポンテ（中区障害者支援拠点）	新山下三丁目 1 番 29 号
	53	かながわ労働プラザ	寿町 1 番地 4



暮らしを学ぼう

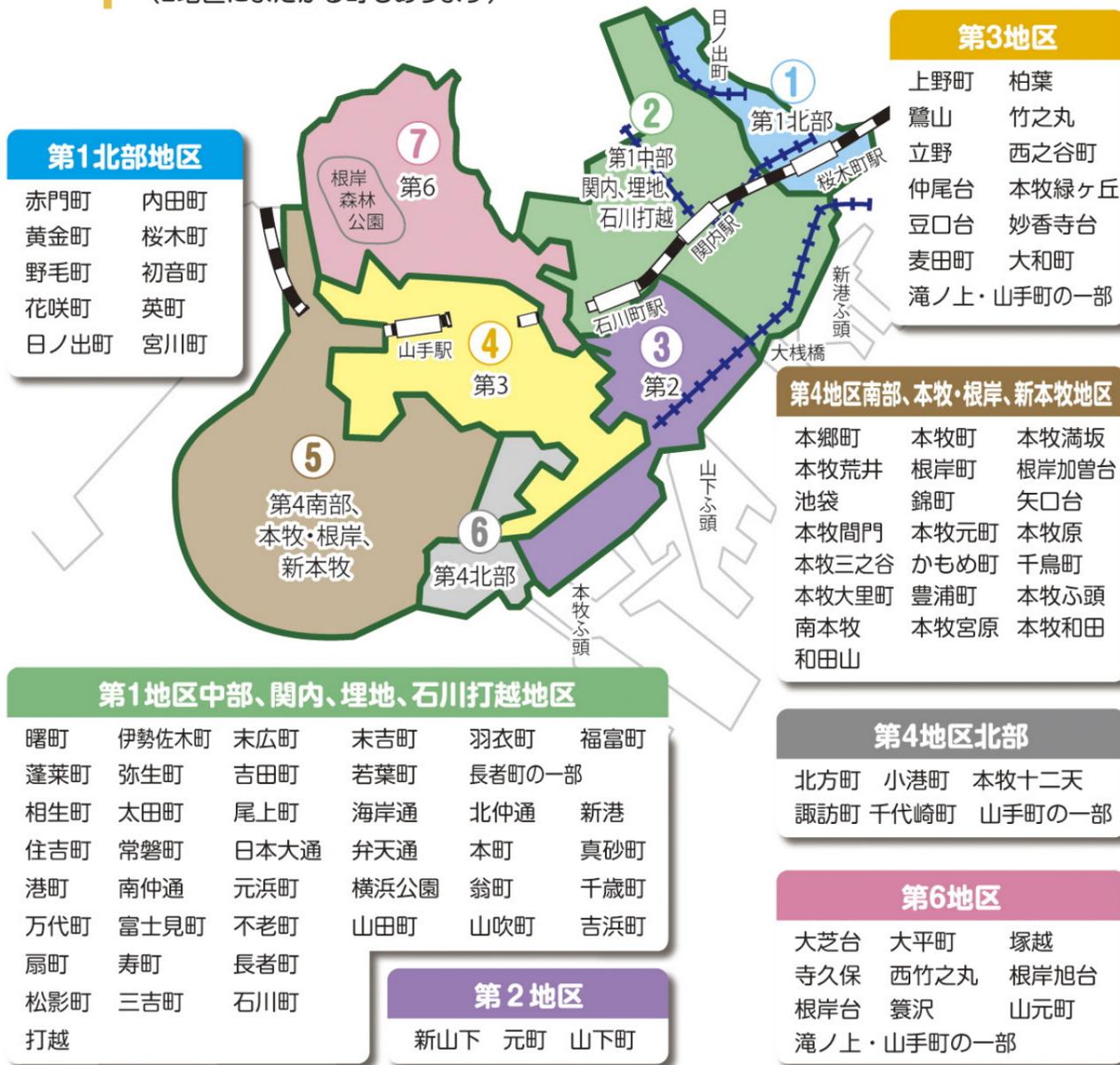
第49号

中区消費生活推進員だより

中区消費生活推進員活動地区マップ

中区消費生活推進員は、令和5年度現在、7つの地区に分かれて区内の消費生活向上を目指し、活動しています。各地区を構成する町は以下の通りです。

(2地区にまたがる町もあります)



「私は大丈夫!」←本当?

～わたしだまされない。とみんな思っています～



私の周りに悪い人はいないよ

詐欺にあうのは、たまたま運の悪かった人...

相手に悪いから、話は最後まで聞きます



こんな人は要注意!!

1 屋根を無料で点検しますよ。

2 屋根瓦の一部が壊れています。早急な修理が必要です。

3 火災保険を使えば無料になります。手続きも代行します。



だまされた!?

保険適用できない部分があった!

手数料を請求された!

ポイント

必ず火災保険が適用されるとは限りません。話に出ていない手数料を請求されることもあります。

その場で決めず、家族や周囲の人に相談する。

それでも、だまされたかなと思ったら

トラブルにあったら電話して!

横浜市消費生活総合センター ☎ 045-845-6666

契約などの消費生活トラブルで困った時は、横浜市消費生活総合センターにお電話ください。

相談専用電話 **045-845-6666** 平日 9:00~18:00 土・日 9:00~16:45

もしくはこちら

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」

☎188

令和6年3月発行

発行:中区消費生活推進協議会(中区役所地域振興課内) 〒231-0021 中区日本大通35番地 TEL:045(224)8132



# 中区消費生活推進員 地区活動の紹介



## 第1地区中部、関内、埋地、石川打越地区

### 日本銀行横浜支店見学



日本銀行の機能や役割、業務について紹介していただき、令和6年7月発行開始の新札を見たり、体験コーナーで1億円の重さ体験をしました。普段見られない銀行の裏側も見学させていただきました。

## 第1北部地区

### 詐欺被害防止啓発

コロナ禍明けに伴い、特殊詐欺や悪徳商法の被害が再拡大しており、高齢者向けの啓発活動に注力しました。金融機関の店頭カウンターでの啓発物の配置や手渡し依頼の継続に加えて、地区社協主催のふれあい給食において時間枠を頂き、被害状況や具体的な事例紹介などを定期的に高齢者に話す機会を新たに設けました。



## 第2地区

### JFEプラリソース(株)工場見学

資源循環型の社会づくりに貢献されているJFE、工場見学を通してプラの再利用の模様を深く学ぶ事が出来ました。正しい分別を地域の皆様にお伝えしていきます。

### 悪徳商法・特殊詐欺防止紙芝居講座

多様化する悪徳商法・特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、地域のふれあいサロンで、紙芝居を使い、楽しくわかりやすい講座を開催致しました。



### 詐欺被害防止啓発活動

元町商店街で加賀町警察署・加賀町防犯協会の方達と一緒に、オレオレ詐欺被害防止キャンペーンを行いました。

消費生活のクリアバッグに啓発チラシとペン・ティッシュ・スポンジそして手作りオープナーを入れて、注意喚起をしながら多くの方に手渡して関心を持って頂けるように配布致しました。



## 第3地区

### 金沢資源選別センター施設見学

新任委員が多い本年度、消費生活推進員としての学びの一年とすべく主に研修や施設見学を行いました。委員にならなければ訪れる機会もなかったであろう施設や、関わることもなかったであろうテーマの講義を受けることが出来、大変有益な一年でした。

培った知識を地域に持ち帰り、暮らしに身近なことから皆様のお役に立てるよう活動してまいります。



## 横浜市消費生活推進員とは？

横浜市消費生活推進員は、自治会町内会長からの推薦や公募により募集を行い、市長から委嘱を受けて各地区で活動を行っています。

また、市や区役所で実施する研修等で、消費生活に関する正しい知識とトラブル時に対応できる「消費者力」を身に付け、身に付けた知識を地域の皆さんに広げる活動も行っています。

一緒に活動しませんか！



## 第4地区北部

### 活動状況報告

今年度の活動は、近隣消費者の消費生活拠点を知り、私共を知って頂くことをテーマに、2回の啓発パンフレット配布を実施しました。

1回目は、6月15日。近隣金融機関と本郷町の「HiRuMaマーケットプレイス前」で高齢者を重点に行いました。

2回目は、12月5日に小港町「本牧フロント」で「悪徳商法や詐欺対策」というキーワードで幅広い年齢層にお声がけ。100円ショップで選んだトートバッグで配布し好評でした。

今後、地区内町内会館にて、啓発DVD映写会も計画中です。



## 第4地区南部、本牧・根岸、新本牧地区

### 啓発講座と施設見学会を積極展開



地区住民を対象に啓発講座と施設見学会を実施。啓発講座は、電力料金の高騰に伴う「節電講習会」(7月)と、消費生活アドバイザーを招いての高齢者向けの「悪質商法撃退講座」(11月)。施設見学会は、ペットを飼ったもののその対応に苦慮する人が増えるなか、保護犬・猫を預かる市動物愛護センターを訪れ、ペットとの共生の道を探りました(8月)、資源ごみの処理作業を行うリサイクルポート山ノ内では、ごみ分別の実地体験もしました(10月)。

## 第6地区

### 活動状況報告

令和5年度はメンバーも新しくなり、基本に立ち返って運動を推進することとしたので活動状況を報告します。

7月15日に、横浜中央卸売市場の一般開放日に全国から市場に集まる鮮魚の卸売状況を視察し、活気あふれる市場の模様を体感しました。また、7月23日に山元町二丁目商店街の月一回の朝市を視察し、商店街役員の方々のご相談のうえ、10月29日から毎月、朝市に消費生活推進員のデスクを設置し、広報活動を行うこととなりました。

8月7日に、地産地消の観点から泉区のはま梨農家を訪問し、玄関先で近所の方々への「はま梨」、「はまぶどう」の直接販売状況を視察しました。特に出荷できないB級品の果物は格安ながら味や香りは遜色なく上手な流通路があれば農家と消費者のWINWINな関係を築くことができるのではと感じました。



令和6年4月19日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課長

## 「みんながつながる地域づくり補助金」の申請団体募集について

日頃より中区政に御理解・御協力いただき、深く御礼申し上げます。

中区の自治会町内会と、様々な主体が連携・協働しながら、地域を活性化することを目的とする「みんながつながる地域づくり補助金」の令和6年度受付を開始します。

つきましては、補助金を活用した地域活動についてご検討くださいますよう、何卒よろしくをお願いします。

### 1 補助対象活動

補助金の交付対象となるのは、中区内の地域における課題の解決を図るために、自治会町内会等とそれ以外の団体が連携し、多世代交流につながる取組を実施する活動であって、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 連合町内会及び自治会町内会が主体となって実施する活動
- (2) 地区連合町内会及び自治会町内会、並びにそれら以外と一つ以上の主体が含まれ組織された団体が実施する活動（例：元気づくり協議会）
- (3) 主に中区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体が、地区連合町内会及び自治会町内会と連携・協働しながら実施する活動

### 2 補助金額

1年目：上限10万円（補助対象経費の10分の9以内）

2年目：上限5万円（補助対象経費の10分の9以内）

3年目：上限3万円（補助対象経費の10分の9以内）

### 3 募集团体数

今年度に新規申請する5団体

（今年度を2年目とする団体は、昨年度の交付団体数を上限とします）

### 4 募集期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月31日（金）まで

※申請される際は、事前に地域力推進担当にご相談ください。

### 5 交付決定

令和6年7月上旬予定

裏面あります

6 添付資料  
募集要項

7 その他

- (1) 「地域運営補助金」の交付を受けている団体は、同一年度に「みんながつながる地域づくり補助金」の交付を同時に受けることはできませんので、ご注意ください。
- (2) 申請団体数が想定を上回った場合など、すべての団体に交付できない場合があります。

**【お問い合わせ】**

地域振興課 地域力推進担当（都築・土屋・井上）

TEL 224-8136 FAX 224-8215

E-mail : [na-chiikiryouku@city.yokohama.jp](mailto:na-chiikiryouku@city.yokohama.jp)

みんなでつなげる！～みんながつながる！

# 令和6年度分受付開始！

## みんながつながる地域づくり補助金

受付期間； 4月22日(月)から5月31日(金)まで

### 対象事業

自治会町内会と地域の様々な団体が連携し、地域における課題の解決と多世代交流を深める取組み

### 補助内容

- ◆1年目  
補助対象額の9割及び10万円まで
- ◆2年目  
補助対象額の9割及び5万円まで
- ◆3年目  
補助対象額の9割及び3万円まで

### 対象団体

主に区民により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体  
(ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会など)

### お問い合わせは・・・

中区 地域振興課 地域力推進担当  
na-chiikiryou@city.yokohama.jp  
☎ 045-224-8136  
FAX 045-224-8215



詳細は次ページ以降をご確認ください

## 1 補助対象となる活動

交付対象となるのは、中区内の地域における課題の解決を図るために、自治会町内会等とそれ以外の団体が連携し、多世代交流につながる取組で地域を活性化させる活動であって、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 連合町内会及び自治会町内会が主体となって実施する活動
- (2) 地区連合町内会及び自治会町内会、並びにそれら以外の一つ以上の主体が含まれ組織された団体が実施する活動
- (3) 主に中区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体が、地区連合町内会及び自治会町内会と連携・協働しながら実施する活動

上記の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は補助対象外とします。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした活動
- (3) 同一の内容で中区または横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある活動  
※ 地域運営補助金の交付を受けている団体は、同一年度中にこの補助金を受けることはできません。
- (4) 会員相互の親睦や交流のみを目的とする活動
- (5) 公序良俗に反する活動

## 2 補助対象となる団体

補助の対象となる団体は、次の事項を全て満たす団体です。

- (1) 主に中区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）。
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体として民主的な意思決定の場がある。
- (3) 継続して活動している団体、又は新たに設立され、継続して活動する見込みがある。
- (4) 公序良俗に反する活動をしていない。
- (5) 政治上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的とするものでない。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものではない。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体ではない
- (8) 代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当する者がいる団体ではない

## 3 補助内容

### (1) 補助期間

1つの活動につき、最長3年間

※補助期間は単年度です。継続する場合も毎年度申請が必要で、その都度審査による判定があります。

※補助金は、交付決定後から翌年3月31日まで使用できます。次年度に繰り越すことは

できません。

(2) 補助金額

- 1年目：上限 10 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）
- 2年目：上限 5 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）
- 3年目：上限 3 万円（補助対象経費の 10 分の 9 以内）

#### 4 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象活動の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。その他の経費については、審査委員会の審査により対象経費に該当するか判断します。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	活動実施に必要な事務用品、消耗品（単価10万円未満）の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、活動に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、団体が所有する機器に係るインターネット経費・電話代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 原材料費		活動実施に必要な原材料、地域食堂・子ども食堂等に係る食料・食材等の仕入れ又は購入に係る費用
3 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
4 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
5 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
6 備品費		活動実施に必要となる備品等（単価10万円以上）の購入代
7 その他	活動の実施に直接かかる経費として区長が必要と認めたもの	工事費、家賃、光熱水費、直接人件費等

※注意点

- ・活動終了後5年間は、領収書・レシートの保管をお願いします。また、余剰金等が認められる場合には、前払いした補助金を返還していただくこともあります。

#### 5 申請方法

補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

(1) 提出書類

様式データは、担当からメールでお送りしますので、中区 地域振興課 地域力推進担当までご請求ください。

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）



## 中区連合町内会長連絡協議会ホームページによる情報発信について（情報提供）

中区連合町内会長連絡協議会ホームページに新たなページとバナーを追加しました。

- 【1】自治会町内会活動の際に活用していただけるように、街の先生や各種サポート制度を掲載した「自治会町内会お役立ち情報」ページを追加しました。



※ 新しいページの詳細は裏面にあります。

- 【2】中区を支える団体として互いに協力している「中区老人クラブ連合会」のホームページにアクセスできるバナーを追加しました。



## 自治会町内会お役立ち情報

- ・ なかく街の先生（なか区民活動センター）
- ・ ICT 導入支援（地域力推進担当）
- ・ 地域づくりアドバイザー派遣事業（地域力推進担当）
- ・ みんながつながる地域づくり補助金（地域力推進担当）

### ■ なかく街の先生

自治会町内会で実施する、講座やイベントに「なかく街の先生」を紹介します。

※なかく街の先生とは、仕事や趣味で培った経験知識等を地域のさまざまな活動に役立てていただくための、ボランティア人材登録制度です。

 [なかく街の先生 横浜市中区\(yokohama.lg.jp\)](http://yokohama.lg.jp)



### ■ 自治会町内会へのICT導入支援

自治会町内会活動でスマホやホームページを活用してみたい、まずはどんなことができるか相談したいなど、ICT活用についてのご要望がありましたらご連絡ください。勉強会の開催や講師の紹介など、一緒にはじめるお手伝いをします。

 [自治会町内会へのICT導入支援 横浜市中区\(yokohama.lg.jp\)](http://yokohama.lg.jp)

### ■ 地域づくりアドバイザー派遣事業

自治会町内会等が実施する、地域の課題解決や魅力づくりに向けた勉強会を支援するため、専門的な立場から助言を行うアドバイザー等の派遣を行っています。

 [地域づくりアドバイザー派遣事業 横浜市中区\(yokohama.lg.jp\)](http://yokohama.lg.jp)

### ■ みんながつながる地域づくり補助金

自治会町内会と地域の様々な団体が連携し、地域における課題の解決と多世代交流を深める取組を支援する補助金です。

 [みんながつながる地域づくり補助金について 横浜市中区\(yokohama.lg.jp\)](http://yokohama.lg.jp)

## 【参考】中区老人クラブ連合会ホームページ

横浜市 横濱市中区

横浜市トップ | Language | 読み上げ | Google 検索 | 検索

防災・防犯 | 暮らし・手続き | 子育て・教育 | **健康・医療・福祉** | 窓口・施設 | 区の紹介 | 区政情報

現在位置 [横浜市トップページ](#) > [中区トップページ](#) > [健康・医療・福祉](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者福祉・介護](#) > [介護予防等への取組](#) > 老人クラブ（シニアクラブ）

最終更新日 2024年2月8日

### 老人クラブ（シニアクラブ）

老人クラブ（シニアクラブ）は、概ね60歳以上の方を対象とし、身近な地域（おおよそ自治会・町内会程度の範囲）を基礎とした自主的な組織です。クラブによって、活動内容は様々ですが、生活を豊かにするサークルなどの楽しい活動や、地域を豊かにする社会活動など、会員の方がこれまで培ってきた経験や知識を活かして、地域づくりや仲間づくりに取り組んでいます。中区内では52クラブ、約3,500名の方が活動しています。（令和5年4月1日現在）

- ▼ 老人クラブへの加入について
- ▼ 老人クラブの活動内容
- ▼ 中区における老人クラブ支援の取組

#### 老人クラブの活動を中区フォト通信で紹介しています！（随時更新）

> 中区フォト通信

#### 老人クラブへの加入について

老人クラブへの加入をご希望の方は、お住まいの地域の老人クラブに直接お問い合わせください。  
お住まいの地域の老人クラブの連絡先等が分からない場合は、中区老人クラブ連合会までご連絡ください。お住まいの地域の老人クラブをご紹介します。

#### 中区老人クラブ連合会

電話及びファクス：045-681-8480（月曜日～金曜日）  
所在地：横浜市中区山下町2産業貿易センタービル4階

#### 老人クラブの活動内容

ウォーキングやグラウンドゴルフ、ボウリングなどのスポーツ活動から、カラオケ、編物・手芸、健康マージャンなどの文化活動、友愛・美化・清掃・防犯・見守り活動など各クラブが趣向を凝らした活動を実施しています。（クラブごとに活動内容は異なります。）  
このほか、中区老人クラブ連合会が主催する運動会やバス旅行、各クラブでの日々の活動の成果を発表する老人福祉大会やふれあい作品展では、日頃異なるクラブで活動している会員が一堂となって楽しんでいます。  
活動内容については、下記チラシ、リーフレットも参照してください。



チラシ



リーフレット

(事務局) 中区役所地域振興課地域活動担当  
担当：工藤・滝澤 TEL 224-8132